

過去に介護職の就労経験があり、介護の職場へ再就職する方へ…

再就職準備金のご案内

介護職の「再就職準備金」とは

過去に介護職として就労経験が1年以上あり、介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者であり、かつ、介護職を離職して1年以上経過した「潜在化した介護人材」が、再び介護の仕事に就くのをサポートするために、「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」（以下、再就職準備金とする）として、

▶ 介護のお仕事に復帰するための費用（下記参照）について、**最大40万円**をお貸しします。

たとえば、
このような費用に
御利用いただけます。

※これらを目安に資金用途を検討後、申請要件に合致するか否かについて、下記の貸付事業窓口へお問い合わせください。



子どもを預けるための費用



研修会受講料や図書費等



就職に伴う転居費用



通勤用自転車・バイク等購入費



介護ウェアなどの業務用被服費

利用条件について

介護職員等を離職した日から1年以上経過している「潜在化した介護人材」であり、かつ、鳥取県内の事業所に介護職員等として再就職する、**次の要件を全て満たす方**が再就職準備金の利用対象です。

- (1) 介護事業所等で介護職員としての実務経験が1年以上ある方
- (2) 次の①～③のいずれかの資格を保有する方
 - ①介護福祉士資格登録証を取得している方
 - ②介護福祉士実務者研修修了証明書を取得している方
 - ③介護職員初任者研修修了証明書を取得している方
- (3) 鳥取県内の介護保険サービスを提供している介護事業所等に、新たに再就職する方
- (4) 直近の離職日から介護職員等として再就職する日までの間に、あらかじめ鳥取県福祉人材センターの人材バンクに求職者として登録しており、かつ、求職者登録の有効期限が失効していない方
- (5) 再就職した日から6ヶ月以内に再就職準備金の申請事務手続きを完了できる方
- (6) 次の①～③の条件をすべて満たす連帯保証人を立てられる方
 - ①鳥取県内に住所を有し居住する者
 - ②日本国籍を有する者又は日本国への永住者資格を有する者もしくは特別永住者
 - ③代位弁済できる資力を有する者

返還の免除について

介護職員の業務に引続き2年間以上従事継続した場合に、貸付金の返還免除申請権が取得できます。

(ただし、返還免除の適用は申請権行使が必要)

お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会

貸付事業について

福祉人材センターの人材バンクについて

福祉振興部 (TEL:0857-59-6344)

福祉人材部 (TEL:0857-59-6336)

※ 利用条件等に関する詳細は、上記「貸付事業について」のお問い合わせ先に御確認ください。